

## 答 申

### 第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年(2022年)7月6日付け令4人事第204号-1で行った公文書開示決定及び同日付け令4人事第204号-2で行った公文書部分開示決定（以下、あわせて「本件処分」という。）は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和4年3月30日付で、実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「2021年度、副知事による公職選挙法違反事案に係る調査報告書をはじめとする山口県庁が所有する関連する文書の全て。」にかかる公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求の対象として以下の15件の公文書を特定し、令和4年7月6日付けで本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

<特定した公文書の件名>

- ①弁護士候補者リスト
- ②「公職選挙法違反事案に係る調査チーム」の設置及び調査リーダーへの就任依頼について
- ③「公職選挙法違反事案に係る調査チーム」の調査リーダーの囑託等について
- ④公職選挙法違反についての調査
- ⑤公職選挙法違反に係る調査スケジュール
- ⑥公職選挙法違反事案に係る調査（今後の進め方等）
- ⑦アンケート調査の集計結果について
- ⑧業務報告
- ⑨公職選挙法違反事案に係るヒアリングの実施について
- ⑩公職選挙法違反事案に係るアンケート調査の実施について
- ⑪聴き取り調査の集計結果について
- ⑫公職選挙法違反事案に係る調査報告等の対応について（案）
- ⑬山口県前副知事による公職選挙法違反事案に係る調査報告書
- ⑭公職選挙法違反についての調査
- ⑮公職選挙法違反事案に係るアンケート調査

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、2022年7月28日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

調査チームが、〇〇元副知事についての事実確認に要した検察庁による自供調書が公文書に含まれないのは不当であるというものである。

### 2 審査請求の理由

（省略）

### 3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

## 第4 実施機関の説明要旨

（省略）

## 第5 審査会の判断

### 1 条例について

条例第5条では、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる」と規定しており、公文書の定義については、条例第2条第2項で、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうと規定している。

また、「実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共有文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味するとされ、したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階の資料等は、これに当たらないとされている。ただし、職員が個人的に作成し、又は取得した調査メモ、説明資料等であっても、起案文書又は供覧文書に添付された場合には、この条例の対象となるとされ、「保有している」とは、実施機関が定めている文書取扱規程等の定めるところにより公的に支配されている状態にあることをいうとされている。

### 2 本件処分の妥当性について

本審査請求では、「山口県前副知事による公職選挙法違反事案に係る調査報告書」（以下「調査報告書」という。）作成の過程で、「公職選挙法違反事案に係る調査チ

ーム」（以下「調査チーム」という。）のリーダーであった〇〇弁護士が、〇〇前副知事の自供調書（以下「検察調書」という。）を含む本件事件についての刑事確定記録（写し）の開示を山口地方検察庁から受けており、検察調書が条例第2条第2項にいう公文書に該当するかどうか争点となっていることから、上記1を踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

#### （1）検察調書の公文書該当性について

検察調書は、調査チームのリーダーであった〇〇弁護士が調査報告書の作成の過程で取得したものであり、条例第2条第2項にいう「職員が職務上作成し、又は取得した文書」に該当することは明らかであるが、同じく同条同項にいう「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当するかどうかについて検討する。

審査会から、検察調書を含む本件事件についての刑事確定記録（写し）について、調査チームのリーダーであった、〇〇弁護士に対し写しの提供を依頼した事実の有無及び、当該事実が有の場合、提供に至らなかった経緯及び理由、また、当該事実が無の場合、提供を依頼しなかった理由について、実施機関に説明を求めたところ、以下の通りであった。

- ①検察調書を含む本件事件についての刑事確定記録（写し）について、実施機関で保存するために調査チームのリーダーであった〇〇弁護士に写しの提供を依頼したところ、複製しないことを誓約した上で地検から開示を受けたものであり、対応できかねるとの回答であった。
- ②調査報告書は、「公職選挙法違反事案に係る調査チーム」の名前で作成されているが、中立・公正性を確保するため、執筆は〇〇弁護士個人が行っており、人事課職員（調査員）はアンケート調査表の作成等を行ったにすぎないことから、検察調書を含む本件事件についての刑事確定記録（写し）は人事課職員に共有されていない。
- ③調査報告書の9ページ末尾に「文責 弁護士 〇〇」と記載されているのは、執筆が〇〇弁護士個人により行われたことを示している。

実施機関からの説明によれば、検察調書を含む本件事件についての刑事確定記録（写し）は、山口地方検察庁から開示を受けた時点から、調査チームのリーダーである〇〇弁護士が保有しており実施機関の担当課である人事課の職員に共有されていないこと、実施機関が同弁護士に写しの提供を求めたが対応しかねると回答されてもいることから、当該検察調書は、組織としての共有文書の実質を備えた状態、すなわち当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態にあるとはいえ、条例第2条第2項にいう「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当しないことから、条例上の公文書とは認められない。

よって、実施機関が、検察調書を本件請求の対象公文書としなかったことは妥当である。

## (2) 検察調書を公文書としなかったことの妥当性について

審査請求人は、検察調書を県が所有及び管理していないことは不当であるとの裁決を求める等、検察調書を公文書としなかった実施機関の対応が不当であるとも主張していることから、当該主張の適否について検討する。

検察調書を公文書としなかった実施機関の対応の適否の判断にあたっては、調査チームの立ち上げの目的や、調査チームのリーダーであった〇〇弁護士の職務内容を踏まえて検討する必要があるところ、調査チームは、公職選挙法違反事件の責任を取って辞職した〇〇前副知事が行った違反行為の内容が、看過し難い悪質なもので県庁（県職員全体）に対する県民の信頼を大きく損ねる状況をもたらしたことから、県が大きな危機感を持ち、早急に事案の全容を把握するとともに、適切な再発防止策も併せて樹立するため、元検事である同弁護士をトップとする調査組織として立ち上げた上、所要の調査を委ねられたものであり、そのリーダーとしての同弁護士の職務は、中立・公正性が確保されるため、高い独立性や裁量を与えられなければ遂行できなかったものである。実際、実施機関の説明によれば、調査報告書の作成は専ら〇〇弁護士が行ったとのことであり、調査報告書の文責が「弁護士 〇〇」となっていることから、同弁護士は、調査報告書の作成を職務として遂行するにあたり、高い独立性や裁量を与えられていたものと認められる。

よって、調査チームのリーダーである〇〇弁護士は、知事から調査員を委嘱された実施機関の職員ではあるが、調査報告書の作成を専ら任されていたことから、その過程において、どのような資料をどのような手法で入手するか、また、入手した資料をどのように扱うか、つまり組織としての共有文書の実質を備えた状態すなわち公文書とするか、それとも同弁護士個人限りとするかについても、同弁護士に与えられた職務上の裁量の範囲内であったと考えられる。また、検察調書を含む本件事件についての刑事確定記録（写し）は、〇〇弁護士が謄写費用を負担して山口地方検察庁から開示を受けており、同弁護士の所有であることは明らかである。

以上から、検察調書を含む本件事件についての刑事確定記録（写し）を、調査チームのリーダーである〇〇弁護士が、複製しないことを誓約した上で地検から開示を受け所有したことが、同弁護士に与えられた職務上の裁量の範囲内である以上、その写しを提供するよう実施機関が地方公務員法に基づき職務命令を行えば、同弁護士に与えられた職務上の裁量を事後に剝奪することとなることから、検察調書を含む本件事件についての刑事確定記録（写し）について、写しの提供を同弁護士の任意に委ねた実施機関の対応は、誤っているとまでは言えない。

### 3 その他

審査請求人は種々述べているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

### 第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和4年 9月12日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年 7月20日	事案の審議を行った。
令和5年10月31日	事案の審議を行った。
令和6年 3月22日	事案の審議を行った。
令和6年 6月 3日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
沖本 浩	弁護士	部会長
服部 麻理子	山口大学准教授	
水谷 芳昭	公認会計士	部会長職務代理者

(令和5年7月20日まで)

氏名	役職名	備考
沖本 浩	弁護士	部会長
古林 照己	公認会計士	
服部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

(令和6年6月3日現在)